を巡る

「会津の三十三観音めぐり」 の動画がご覧いただけます

※動画は予告なく終了する 場合があります

中小企業における情報セキュリティ対策決め手は、経営者のリーダーシップ!



日本遺産 江戸時代は宿場町として栄え、いまも賑わう下郷町大内宿 (福島県南会津郡下郷町)

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「『利他』が導く中小企業の持続可能性」 生物学者 福岡伸一さん

日本遺産を巡る

会津の三十三観音めぐり

~巡礼を通して観た往時の会津の文化~

「経営」を守る・支える あんしん財団

手

経

営者

ツ

業務遂行にIT、デジタル化が必須となっている昨今、情報セキュリティ対策は重要 な経営課題の一つです。そこで今月から2回にわたり、中小企業ができる対策につ いて、ITコーディネータの進京一氏にお話を伺います。今回は、ビジネスを取り巻 く情報セキュリティの脅威と対策の必要性についてお伝えします。

情報セキュリティ対策は もはや経営課題

ITの普及や利活用により経営効率が向上した 半面、以前には想定し得なかった、機密情報 や個人情報の漏えいなどによる高額の賠償請 求や金銭的損失を負う事故が増えています。 ひとたびこのような事態に陥ると業績が落ち込 むだけでなく、中小企業では経営すら揺るがし かねません。いまや企業や組織にとって、情報セ キュリティ対策は重要な経営課題となっています。

「情報セキュリティに関する事故は会社の規模 にかかわらず、いつでも起こりうる交通事故の ようなもの。このような事態に備え、日頃から 対策を行うことが必須です」(進氏)。

情報セキュリティ対策には、組織全体の基本

方針の策定や、適切な投資が必要になるため、 経営者の意思決定が欠かせません。経営者は、 自分たちの組織にはどのような情報資産があ り、どのようなリスクがあるかを把握したうえで、 自ら率先して情報セキュリティ対策の指揮をと ることが求められます。

情報資産とは?

個人情報の流出

個人情報を流出させてしまう

と、情報が悪用されて顧客に

財産的被害が生じ、賠償や訴

訟などに発展することもある。

企業の信頼を損ない顧客離れ

感染に気付かずにいると、社

内のみならず取引先を感染さ

せることもある。また、ネット

ワーク上のほかのパソコンや電

などにつながる恐れも。

ウイルスに感染

企業が持つ「ヒト・モノ・カネ」に関するありと あらゆる情報で、その内容は多岐にわたります。

- ●従業員のマイナンバー、住所、給与明細
- ●お客さまや取引先の連絡先一覧
- 取引先ごとの仕切額や取引実績
- 新製品の設計図などの開発情報
- 取引先から"取扱注意"として預かった情報

出典:独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 「情報セキュリティ5か条」

情報セキュリティ被害の例と企業が被る主な不利益

機密情報の漏えい

記録媒体の紛失・置き忘れ、 メールの誤送信といった不注 意、社員による情報の持ち出 しなどの不正行為、ウイルス 感染、サイバー攻撃への対策 の不備などが契機となる。



ホームページの改ざん

改ざんされると事実と異なる 情報が消費者に伝わり、業務 に支障をきたす。さらに、ア クセス者をウイルスに感染さ せたり、個人情報などの入力 情報を詐取されることも。



顧客の喪失

重要情報に関する事故 が発生すると、企業の 管理責任が問われ社会 的評価が低下。受注停 止で事業存続が困難に なる場合もある。

業務の停滞

業務システムに事故が 発生すると、システムを 停止したり、インター ネット接続を遮断しな ければならなくなり、事 業全体に影響が出る。

子機器に対して、データの破壊 や窃取、改ざんを受けることも。

金銭の損失

機密情報や個人情報が 漏えいすると損害賠償 請求に発展することも ある。ウイルス感染によ る業務停滞などでも金 銭的損害が発生する。

従業員への影響

個人情報

情報セキュリティ対策 の不備による内部不正 の発覚は、ほかの従業 員のモラル低下を招く とともに、離職につな がることも。

出典: IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版 |をもとに作成

近年増える、情報セキュリティ脅威「ランサムウェア」

近年特に増えているのが、「ランサムウェア」による被害です。ランサムウェアにパソコ ンやサーバーが感染すると、データの暗号化が行われデータを読むことができなくな り、そのデータを復元する対価として金銭を要求されます。従来は、電子メールを使っ た手口が一般的でしたが、最近では、遠隔からでも企業のシステムにアクセスできる VPN機器をはじめとするネットワーク機器のインフラのぜい弱性をねらって侵入する 手法が多くみられます。警察庁によると、2022年上半期は中小企業のランサムウェ アの被害により、自動車関連企業や半導体関連企業などのサプライチェーンで、生産・ 販売活動の中止を余儀なくされたり、医療機関では電子カルテが使えなくなり、新 規患者の受け入れ停止などの被害が発生しています。



企業における情報セキュリティ



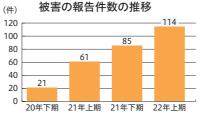
出典: IPA「情報セキュリティ10大脅威 2022」

被害状況

図表1 企業・団体等におけるランサムウェア 図表2 復旧に要した期間

|図表2|・|図表3|は、|図表1|で届け出のあった企業・団体に対して実施したアンケート結果による数字。

注)%は、小数点第1位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。



2020年下半期以降、急増している。この数字は届 け出があったものだけで、氷山の一角と捉えるべき。



復旧までに1カ月以上を要したものが23%に ものぼった。攻撃を受けると長期間にわたり 業務が停止するリスクが生じる。

図表3 調査・復旧費用の総額



総額が1,000万円以上との回答が55%と半数を 超える。被害に遭うと高額な出費を強いられる。

いますぐ経営者が実行すべき対策

情報セキュリティに関する 織全体の対応方針を定める

情報セキュリティ対策にしっかりと取り組んでいく意思を固め、自 社に適した情報セキュリティに関する基本方針を定め、従業員や 関係者に宣言する。ポイントは、最も懸念される事態は何かを明 確にすること。その後、具体的な対策や方針が立てやすくなる。

情報セキュリティ対策のための 予算や人材などを確保する

出典:警察庁「令和4年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(2022年9月15日)

事故の発生防止のための費用だけでなく、万が一事故が起こった 場合の被害の拡大防止や復旧対応のための予算も確保したい。ウ イルスの脅威は巧妙化しており、対策には高度な技術が必要なの で、専門的な外部サービスの利用を検討するのもよい。

出典: IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版」をもとに作成

中小企業における情報セキュリティ対策は、経営者のリーダーシップが不 可欠です。上記のとおり、経営者が果たす役割とは、「わが社は、情報セ キュリティ対策にしっかり取り組んでいく」と従業員や関係者に宣言する こと。そしてその対策を進めるための予算や人員を確保することです。 次に、懸念される事態を整理し、現場のリスクを把握したうえで、具体的

な対策を検討し、実施します。その後は、月次や四半期ごとなど適切な機 会に対策の進捗状況の報告を受けながら、効果を検証していきましょう。 また、「定期的な対策の見直し」「緊急時の体制整備」「外部への委託 や外部サービス利用での対策」「最新情報の収集」なども重要な取組み となります。これらの取組みの具体的な内容については、IPAの「中小 企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版 | で詳しく紹介していま すので、ご参照ください。

IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版」 https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/

次号(3月号)は実践編として、いますぐ取り組むべき情報セキュリティ対策の具体 的な方法についてお伝えします。



進京一氏

法務省デジタル統括アドバイザー、特定非営 利活動法人 ITCちば経営応援隊 理事(IT コーディネータ)、進京一技術士事務所 代表 (技術士:電気電子部門/総合技術監理部門)

サイバーセキュリティや情報処理に関する国 家資格・国際資格を多数有し、政府機関、地 方公共団体、企業などに対する指導・助言・コ ンサルティングに携わる。



CONTENTS





² FOCUS

決め手は、経営者のリーダーシップ!

中小企業における情報セキュリティ対策 前編

5 日本遺産を巡る

第21回 会津の三十三観音めぐり ~巡礼を通して観た往時の会津の文化~



8 SDGs×中小企業

第9回 SDGsウォッシュを避けるには [基本編 ⑤]

10 各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント Vol.20 「『利他』が導く中小企業の持続可能性」 生物学者 福岡伸一さん



14 データから見えるいまどきの仕事事情 Vol. 2 上司の呼び方は「役職名」と「さん」付け、どちらが多い?

15 健康資産を増やしましょう

Vol.17 歯周病を予防して、病気知らずになろう!

財団からのお知らせ

保険加入・変更・会費ケガの補償

補助金

使用者賠償責任保険 あんしん財団WELBOX

16 ● 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください

- 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?
- 満80歳で契約更新日を迎える方には「継続申込書」のご提出をお願いしています
- 「要介護認定」を受けられた方は減員手続きが必要です
- 会費の経理処理について
- 住所変更の届出はお済みですか? 20
- 保険金のご請求をお忘れではありませんか?
- ケガの補償(事業総合傷害保険)
- 保険金の請求方法
- 職場の環境改善のための補助金制度 年度末申請の締切りについて 26
- 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
- 職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法 28
- 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
- 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について 30
- 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて 31
- 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
- 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問 33
- 使用者賠償責任保険制度 2023年4月1日改定のご案内 34
- あんしん財団WELBOX サービスのご案内・登録方法
- 38 あんしん財団のホームページをご活用ください
- 39 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法 編集後記/次号予告

広報誌を動画と音声で お楽しみください

「日本遺産を巡る」

「各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント」の誌面の中にある 下記のマークの二次元コードを スマートフォン等で 読み込んでください

> 記事に関する動画を ご覧いただけます



記事はAIが読み上げます



《ご利用のスマートフォンやタブレットの機 種によっては一次元コードを読み取る7 プリをダウンロードする必要があります。 《ご利用のスマートフォンやタブレットの標 種、設定環境によってはご利用いただけ ない場合があります。

※動画・音声は予告なく終了する場合があ



広報誌 「あんしんLife」は WEBでもご覧 いただけます。

閲覧方法は39ページ をご覧ください。

「内容に関するお断りとお知らせ」

本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所 連絡先・料金・営業時間などは、予告なく変更さ れる場合があります。また、情報は細心の注意を 払って掲載していますが、その記事および内容の 正確性を保証するものではありません。どのよう な場合・理由によらず、本誌の情報を利用したた めに被った損害に対しては、当法人はいっさいの 責任を負いません。料金(価格)、所要時間なども 目安としてご覧いただきますようお願い申し上げ ます。また、本誌に掲載されている記事、写真、イ ラストなどは著作権法で認められた私的な使用 や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメディ アに複製、転載することはできません。本文中の 商標および製品・サービス名称は各社の商標ま たは登録商標です。本文中では、TM、®マーク などは明記していません。



会津の三十三観音めぐり

所在自治体 福島県(会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村 西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村) 構成文化財数 54

日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。 今回は、江戸時代に福島県会津の藩主・保科正之が、領外への資金の流出を防ぐため 信仰と娯楽を両立して領民の心をつかんだ「会津の三十三観音めぐり」をご紹介します。



旅行が身近になった江戸庶民

現代で旅というと、名所を巡る、景色を楽しむ、食を 味わうなどが定番となっていますが、このような旅のス タイルは江戸時代に確立しました。戦乱の時代が終焉 を迎え、徳川幕府が成立したことにより治安や経済が 安定し、加えて参勤交代のための街道の整備も進んだ ため、庶民でも旅を楽しむことができるようになったの です。とはいうものの、娯楽を目的とした庶民の旅は禁 止されており、許されたのは病気治療のための湯治や 巡礼のみという厳しさ。そこで多くの庶民は制限をく

ぐり抜けるため、巡礼を目的とした届けを出しつつ、旅 を楽しむようになりました。当時の川柳でも「伊勢参り 大神宮へもちょっと寄り」などと揶揄されたように、本 来の目的である参拝は「ちょっと寄る」だけで、巡礼を大 義名分とした旅が徐々に庶民の間で娯楽化していきま した。その一方で、全国の領主たちは、領民が旅に出る 際、領外で多額の費用が消費されていることを案じるよ うになり、中には巡礼を目的とした旅さえも禁じる藩も 現れるほどでした。

地元で楽しみ地元で消費。 資金を領内で循環させる藩主のアイデアとは?

数ある仏寺を会津藩流にカスタマイズ

江戸庶民の旅ブームは会津藩でも同様で、往復二ヵ月 以上かけて多くの人が伊勢参りや西国三十三観音めぐり など領外へ出掛けていました。そんな状況の中、巡礼を 禁じず、アイデアで乗り切ったのが会津藩主の保科正之 です。巡礼は信仰であると同時に娯楽の側面もあったこ とから、すべて禁止しては領民の不満を募らせるばかり と考え、全国的に人気だった三十三観音めぐりを領内に 点在する仏寺で構成し、「会津三十三観音」と定めたので す。もともと会津は、奈良の東大寺や興福寺で学んだ高 僧・徳一が寺院を開くなど、東北で最も早く仏教文化が花 開いた「仏都」。由緒ある仏寺が数多くあることに目をつ けた賢明の策でした。領内での巡礼は領民にとっても体 力的・費用的な負担が少なく、また、長く家を空けること もないため、それまで旅とは縁遠かった農村部の女性で さえも、田畑の仕事が一段落した頃、仲間とともに娯楽 を兼ねた数日間の巡礼を楽しむようになりました。

正之は、さらに会津藩に利益を生み出す策も講じまし た。三十三観音めぐりに伴い街道や宿駅を本格的に整 備して、会津領内だけでなく近隣の藩からも多くの人々 が巡礼に訪れて楽しめる環境を作ったのです。

名君の采配により生まれた会津の三十三観音めぐり。 娯楽と一体となったおおらかな信仰のかたちは現在ま で受け継がれ、当時の旅を追体験することができます。

会津にある7つの三十三観音めぐり

「三十三観音」は平安時代に始まったとされています。33の数字は、 「如来になるために修行中の観音さまが衆生を救い、願いをかな えるために33種類の姿に変身する」という観音信仰に由来。33す べてで祈りを捧げることで願いがかなうといわれています。

会津三十三観音 2 ※

会津藩主となった保科正之が1643年(寛永20年)に定め た三十三観音札所。国指定重要文化財も多く含まれる。



3 勝福寺・勝福寺観音堂 第6番札所。勝観音とも 呼ばれる。本尊を安置す る縦長の内陣などに建築 的特徴が見られ、中世末 期の仏堂としても優れて いる。国重要文化財

第31番札所。立像はカツラの霊木に直接彫り込んだ一木造 で、像高7m42cmの大像。床下には根があるとされる。







金山町 12 柳津町 美里町

南会津町

只見町

檜枝岐

村

10 13 中央 昭和村 下郷町

※会津三十三観音 2、 御蔵入三十三観音 5、 猪苗代三十三観音 7は 札所が広範囲に広がっ ているため、地図に示 していません。

鶴ヶ城下(会津若松市)にあり、1704 ~1711年(宝永年間)に城下の町民を 対象に定められた。



写真は第6番札所の宝積寺。本尊は 安産の守り神。裏手に白虎隊が実弾 訓練をしたとされる的跡がある。

御蔵入三十三観音 5 ※

現在の南会津から栃木県北部を中心とした御蔵入り地方に札所 設立の気運が高まり、1698年(元禄11年)に作られた霊場



6 旭田寺中ノ沢観音・観音堂

第11番札所。観音堂は純粋な 和様建築で釘が一本も使用さ れていないなど、古い型式を 残している。室町時代初期に 再建。国の重要文化財。

久保田三十三観音 9

1818年(文政元年)に作られた観音像。 小高い丘陵に石像33体が並び、一ヵ 所で三十三観音めぐりができる。



柳津町久保田地区の住人が願いを込 めて一戸一体彫った石の観音像。十 字架が刻まれた珍しいマリア観音も。

永田西国三十三観音 11

1804~1818年(文化時代)に南会津 の鷲山の山道にこの地の篤志家が奉 納した33体の観音像が並ぶ。

8 安穏寺·銅造阿弥陀如来立像

第2番札所。本尊の銅造阿弥陀如来

立像は鋳仏としては会津最古のもの

といわれる。国重要美術品に認定。

る札所が多い。



およそ1kmの山道を一周すると、西 国三十三観音を巡礼したのと同じ功 徳があると伝えられる。

1970年代(昭和45年~)に製作され たといわれ、当時20代だった石工師 姉妹が、西隆寺境内に完成させた。



西隆寺境内に点在する33体のそれぞ れに、「哀切かんのん」「母心かんのん」 など通称があるのが特徴的。

もう一つのストーリー

かつては一ヵ所で三十三観音めぐりができた 世界的にも珍しい構造のさざえ堂

1796年(寛政8年)に建立された、三層六角の螺旋状の構造が特徴 的な観音堂で、通称「さざえ堂」と呼ばれています。かつては 関西を中心とした西国三十三観音の札所の観世音菩薩を模した 観音像が安置され、参拝者はこのお堂をお参りすることで西国 三十三観音参りができるといわれていました**。また、上りと 下りの通路が全く別になっているという、一方通行の特殊な二 重螺旋構造が世界にも珍しい建築様式で、他の参拝者とすれ違 うことなくお参りができます。堂の内部を一巡すると異世界を 潜り抜けるような不思議な感覚を体感できると、会津の観光名 所になっています。1996年(平成8年)に国重要文化財に指定さ れました。

※現在、三十三観音像は他所へ移されています。



13 旧正宗寺三匝堂

※動画は予告なく終了する場合が

樏旋状になった さざえ堂の内部の 様子をお楽しみ

日本遺産「会津の三十三観音めぐり〜巡礼を通して観た往時の会津の文化〜」を構成する文化財一覧

- 慧日寺跡
- •白銅兰鈷杵
- •絹本著色恵日寺絵図 • 蔗嶽山馬頭観音菩薩坐像
- 整样油汁
- •不動院龍宝寺不動堂
- •慧日寺薬師堂 •勝常寺薬師堂
- •北山薬師堂
- •上宇内薬師·木造薬師如
- 来坐像 •野寺薬師堂
- •藤倉二階堂•延命寺地蔵堂
- ·勝常寺·木造薬師如来坐像

•円満寺観音堂 •八葉寺阿弥陀堂

脇侍坐像

文珠菩薩騎獅像

願成寺・木造阿弥陀如来及両

- •宮崎聖観音堂 木诰聖観音坐像 松音寺木造薬師如来坐像
- •檜枝岐の石碑・石仏群
- •勝福寺·勝福寺観音堂 3

• 会津=十=観音 2

- •観音寺・木造如意輪観音坐像 • 勝常寺·木造十一面観音立像、木
- 造聖観音立像 ●中善寺·木造薬師如来坐像 ●左下山観音寺·左下り観音堂 1

- 福牛寺観音堂 •法用寺観音堂
- •法用寺·木造十一面観音立像、木 造十一面観音立像
- •新宮熊野神社の文珠堂・木造 ・弘安寺・弘安寺旧観音堂厨子
 - •弘安寺·弘安寺銅造十一面観音及 •成法寺·木造聖観音菩薩 び脇侍不動明干・地蔵菩薩立像
 - •恵隆寺・恵隆寺観音堂 •恵隆寺·木造千手観音立像 4
 - •圓藏寺・菊光堂
 - •如法寺観音堂附仁王門
 - •圓藏寺•奥之院弁天堂
- 音堂 6 •南泉寺鐘楼門

•成法寺観音堂

- ・善導寺・木造阿弥陀如来

•如法寺 • 木造聖観音立

像、木造金剛力士像

•御蔵入三十三観音 5

- •如法寺·銅像聖観音坐像 •猪苗代三十三観音 7 •観音寺宝篋印塔
 - ・安穏寺・銅造阿弥陀如来立 像 8
 - •久保田三十三観音 9 ●町廻り三十三観音 10
 - 永田西国三十三観音 11
- 旭田寺中ノ沢観音・観 •西隆寺乙女三十三観音 12
 - •下野街道
 - ●下郷町大内宿 表紙 •旧正宗寺三匝堂 13

取材協力・写真・動画提供/極上の会津プロジェクト協議会、santa kinako会津



日本遺産とは

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的 ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁 が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティーの再 確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待 されています。https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/

※2022年12月12日時点の構成文化財。

※番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。 ※番号が付いていないすべての文化財は、右記二次元コードよりご



第9回

[基本編 ⑤]

SDGsウォッシュを避けるには

中小企業のSDGsへの取組みは企業活動にさまざまな面でプラスに働きます。しかし、ここで注意しなければならないのが、実態が伴わないのにSDGsに取り組んでいるかのように見せかける行為、すなわち「SDGsウォッシュ」です。SDGsウォッシュに陥らないためには何に気をつければよいのか、今回も中小企業のSDGsに詳しい泉貴嗣氏とともに考えてみましょう。

見せかけだけの取組みはかえって批判の的になる

英語の「Wash(ウォッシュ)」には「塗装などで外見を繕う」という意味があり、例えば、上辺だけ環境問題に配慮しているように見せかけ、実態が伴わない企業を批判する意味で「グリーンウォッシュ」という言葉がよく使われます(下のキーワード「グリーンウォッシュ」参照)。

このようなウォッシュ行為は、SDGs実践の観点に欠かせないESG問題のE(環境問題)に限らず、S(社会問題)、G(ガバナンス)にも見られます。

「例えば、女性活躍推進をうたっている企業が、本音では、女性が男性に比べて平均賃金が低いという理由で女性を多く雇っているとしたらどうでしょう。男女賃金格差の是正という社会問題に取り組むどころか、格差を放置し、単純に賃金を抑えようとしている行為でしかありません。このような企業に女性活躍推進をうたう資格はなく、『ウォッシュ』と呼ばれても仕方がないでしょう」と泉氏。SDGsウォッシュの度合いがひどい企業は、社会から非難され、結果的に評判を落とすことにもつながります。

KEYWORD +-7-1

「グリーンウォッシュ

例えば、製品に「オーガニックコットン使用」と表示しながら、その割合が何%かを明記していなかったり、「環境にやさしい」と宣伝している航空会社が実際はCO₂削減の努力をしていなかったりという事例が、1980年代からたびたび指摘されてきました。こうした見せかけのイメージ戦略は「グリーンウォッシュ」と呼ばれ、これに消費者が惑わされてしまうと、本来、達成すべきSDGsへの道のりは逆に遠のくことになります。2022年11~12月に開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)は、温室効果ガスの「排出実質ゼロ」が見せかけかどうかを判断する新たな基準を提案しました。EU諸国を中心にウォッシュ行為への監視や規制は年々厳しくなっています。

サプライチェーンから 排除されるリスクも

「SDGsウォッシュに陥ってしまうのは、ビジネスの根幹を支える企業倫理の欠如など、企業のガバナンス体制や経営者のガバナビリティ(統治能力)が緩んでいる証拠」と泉氏は指摘します。12月号でお伝えしたとおり、ESG問題のG(ガバナンス)が効いていない企業は、企業自体がE(環境問題)やS(社会問題)の発生源になるリスクをはらんでいます。当然のことながら、そういう企業はせっかくSDGsに取り組んでもウォッシュに陥りやすいといえます。

「これまでは、企業は業績が伸びて、製品やサービスの質がよければ評価されました。しかし近年は、ESG問題への関心の高まりで、企業の経営やマネジメントの質にも注目が集まっています。もはや見せかけの対応で取り繕える時代ではありません」(泉氏)。

サプライチェーンにおいても、大企業が取引先の中小企業にSDGsの取組みの自己評価を求め、その実績や質から取引先を選別する動きが始まっています。企業は安易にSDGsに便乗するのではなく、着実な実績と、適切な発信を図ることが求められています。

SDGsウォッシュは 信用を失う詐欺的行為

カラフルなSDGsを身にまとって見せても、きちんと した体制で取り組まなければ剥がれ落ちてしまう。



SDGsウォッシュを防ぐために

では、SDGsウォッシュを予防するためにはどうすればよいでしょうか。まずは自社のガバナンスを強化し(12月 号参照)、ESG問題を抑制する体制をつくれるかどうかがポイントとなります。そのためには自社のESG問題のリサーチをきちんとしたうえで、それを抑制するためのルールを定めることから始めましょう。

ルールは定めるだけでは意味がないため、守るための仕組みを一緒に整えることも重要です。具体的には、図1のとおり「ESG問題への取組みのルール化」、「定期的な発信と周知」、「レポートなどによる報告」、「従業員の協力を確保するための相談窓口の開設」などの取組みを合わせて行うことが効果的です。

そして、すでにSDGsに取り組んでいる企業は、自社の 取組みのあり方を自らチェックしましょう。その際、

図1

自社のESG問題を抑制する



ESG問題への取組みを ルール化する

社内で起こり得るESG問題を リサーチし、ルールを決める。





定期的にルールを 発信・周知する

研修や社内報などで 全従業員に浸透させ、 ルールが形骸化しないようにする。





定期的にルールの運用状況を モニタリングする

報告書などを作成し 現状を把握する。 必要に応じてルールの見直しをする。





ルールの運用に関する 従業員の相談窓口を 開設・運用する

従業員の協力を得るため、 プライバシーに配慮した窓口を開設する。



嗣氏



小樽商科大学大学院商学研究科准教授。中小企業のサステナビリティ経営の支援、自治体の中小企業政策のコンサルティング、東証一部上場企業の社外・常勤監査役などを経て現職。 ほかにNPOを支援する公益財団法人の理事を務める。著書に『やるべきことがすぐわかる! SDGs 実践入門 ~中小企業経営者&担当者が知っておくべき85の原則』(技術評論社)など。 図2の3つの視点を参考にするとよいでしょう。まずは「その取組みが現在進行形かどうか」、そして「根拠となる記録を欠いたSDGs情報の発信をしていないか」、最後に「取組みが複数の課題を同時解決するものとなっているか」です。「根拠となる記録とは、例えば、CO2排出量をどの程度削減するのか、女性活躍でいえば、従業員に占める女性の割合だけではなく、さらには管理職や役員に女性は何人いるのかなど、客観的な数値で目標達成への道のりを把握し、記録することです。SDGsの取組みは、継続すれば必ずその企業の資産として評価されます。ですから、SDGsにはなるべく早く取り組んだほうがいいですし、その記録化も一緒に着手すべき」と泉氏。

「いってみれば、SDGsウォッシュは自分の会社をよく見せたいという虚栄心の表れかもしれません。虚栄や偽善、粉飾の罠に陥ることなく、本業を着実にこなしながら社会に貢献する。企業の発展のためには『正直さ』と『信用』が欠かせませんが、これはSDGs達成にあたっても重要な鍵になるのではないでしょうか」(泉氏)。

义

__ 自社のSDGsのあり方をチェック!



ESG問題解決に有効で、 現在進行形かどうか

もう行っていない過去の取組みを発信しても、 現実の問題解決には貢献しません。 実態がある取組みになっているかどうかを 定期的に検証しましょう。



取組みが記録によって 説明できるか

根拠となる記録がないSDGsの発信は、 取組みの偽装を疑われて不信を買います。 客観的な数値で取組みを記録し、 継続することで会社の資産にしましょう。



取組みが相互連関的か

SDGsの取組みはマルチベネフィット(複数の問題の同時解決)であってこそ効率的です。 複数の問題解決につながるように 取り組んでいきましょう。

次回は本連載の最終回です

これまで本連載では、中小企業がSDGsに取り組むヒントをESG問題や事例などを通じて考えてきました。最終回ではSDGsへの取組みを持続するために必要なことを考えていきます。

*内容は変更になることがあります

経営のヒント

Vol.20 「利他」が導く 中小企業の 持続可能性

中小企業が持続的に経済活動を行うためのヒントを伺いました。バランスをとりながら共存する生命のあり方から、存在していると指摘する生物学者の福岡伸一氏。互いに支え合い地球上のすべての生物は、なんらかの役割があるからこそ





Vol.20

「利他」が導く 中小企業の 持続可能性



地球上の生命はすべて 「もらいつつ、与える」という 支え合いの中で生きている

歴史上、感染症のパンデミックはたびたび発生していますが、人間はなんとか生き延びてきました。一方、ウイルスも地球上に存在し続けています。進化論的に考えると、すべての生命は存在意義があるからこそ、自然の中にバランスよく存在しています。実はウイルスは遺伝子の運搬役です。同種間のみならず、異種間でも行き来して、遺伝子を受け渡す役割を持ち、進化の原動力となっているという面があります。長い目で見れば、人間はウイルスと共存することが最善の方法だといえるでしょう。

地球上のあらゆる生物は動きながらバランスを取っています。こうした生命のあり方を、私は「動的平衡」と呼んでいます。サッカーのパスのように、生物は絶えず誰かからパスをもらい、誰かへとパスを出しています。生命は「もらいつつ、自分も与える」という流れの中に存在し、呼吸も、捕食も、排泄も、生命活動は互いに支え合う関係の中で行われています。つまり、生物は周囲に対して開放的な存在なのです。

よく弱肉強食といいますが、「食う、食われる」の 関係も、一概に捕食するほうが優位とはいえません。 捕食されるほうも、捕食者に群れの一部を食べられる ことで、群れの頭数が増えすぎないように調整してい るともいえます。もし捕食者がいなければ、捕食され る者たちもエサを食べ尽くして自滅してしまいます。 一方、捕食者も獲物を食べ尽くしてしまったら、自分 たちが餓死してしまいます。

余剰資産を他者に分け与える 「利他」行為こそが グループ全体の繁栄につながる

地球上に存在するすべての生物は、もし不要なら、 生命進化の過程でなくなっているはずです。そうい う生命のあり方を考えれば、生物は常に利己的という わけではなく、互いに支え合い、補い合う「利他的」 で「相補的」な存在であるといえます。

最近よく耳にする「利他 | という言葉ですが、具 体的な行動としては、例えば、寄付をしたり、自分 の資源から持ち出して何かをしたり、といったことを 考えがちです。しかし限られた資源から、無理に資 源を分け与えるということではありません。100の資 源がないと自分の生命が成り立たないのに、そこか ら10の資源を出すわけにはいきません。100の生産 ができた時は、自分で100を使えばいい。けれども 110や120の生産ができることがあります。それぞれ の生命体には得意分野と不得意分野があり、季節に よってたくさんエサが取れる時とそうでない時、運 よくエサにありつけた個体とそうでない個体があり ます。生物はそういう過剰な資源を持った時に、惜 しげもなく他の生物に与えます。人間以外の生物は 過剰な資源を蓄えることはしません。資源は生のま までは腐ってしまうからです。

わかりやすい例が植物です。植物は葉で光合成を して有機物をつくり出しますが、自分に必要なぶん だけをつくっているわけではありません。葉は虫に 食われたり、落葉して微生物が分解することで豊か な土壌を生み出したりします。その土壌が再び植物

各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント

に栄養をもたらすという循環ができるのです。

また、洞窟の中に住むある種のコウモリは、家畜 の血を吸いにいきますが、うまくエサにありつけた 個体とありつけなかった個体が出てきます。すると 洞窟に帰ってきた時、おなかがいっぱいになった個 体は余分な血を吐き戻し、エサにありつけなかった 個体に与えるのです。これは群れの中の血縁関係の ない個体に対しても行われます。たまたまその日に 成功した個体が、余剰分を他の個体に与えること で、長い目で見て群れが維持されるという、グルー プ全体を維持するための利他性が見られるのです。

生物のこうした利他行為を中小企業の経済活動 に当てはめて考えてみましょう。企業もそれぞれに 得意分野があるはずですから、エンパワーメント(潜 在能力)がどこにあるかを見極めて、そこを強化・特 化することが大事だといえます。100の利益を110に 伸ばし、余剰分を全部ストックするのではなく、フ ローに回す企業活動こそが、利他的なものです。近 年はSDGs が盛んにいわれますが、利益の余剰分を 社会的責任を果たすことに使ったり、企業活動を持 続的に行うための環境改善に役立てたりすることが 重要になっています。そうした利他行為は、結果と して地域経済や業界の活性化、つまり自社を含むグ ループ全体の持続的な繁栄につながります。

一つの種が繁栄することによって、その種をエサ にしている別の種が繁栄したり、その種の排泄物を 利用している別の種が繁栄したりというふうに、生 態系は網の目のように相互に補い合っています。人 間社会もまた例外ではないのです。

自己の独占や拡大だけを 利己的に追求するガリバー企業は 長続きしない

利他を意識することを、SDGs時代の企業活動に置 き換えれば、「地球環境を壊さない」ということにな ります。各企業はまずごみを減らすことを考えること が重要だと私は思います。企業は低コストで便利なも のをつくろうとしますが、それでは環境に負荷をかけ てしまいます。それに、利便性が高い製品ほど、ごみ の分別がしづらいことが多いですね。例えば、紙パッ クで注ぎ口がプラスチックでできている製品はプラス チック部品を外すという手間がかかります。また、衣 料品でジッパーがついているものは布として再生が しにくい。これからは、すぐに壊せるつくりにすると か、特殊な部品を付けないなど、あらかじめ製品を環 境に戻しやすい形状にしておくことも企業の社会的 責任として求められます。そして、値段だけで商品を 選ぶという消費者の行動も変わっていかなければな らないでしょう。一人ひとりが少し割高でも SDGs に 配慮した製品を選び、それで価格が10円上がったと しても、その10円分こそは環境に対する利他行為で あり、長期的には自分たちに戻ってくるという認識を 持つことで、地球の持続可能性が高まります。

福岡さんのスペシャル動画を WEB版デジタルブック内で公開中!

インタビューテーマ

2025年大阪・関西万博の パビリオン展示構想

閲覧方法



二次元コードを 読み込む (WEB版デジタル





2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力 ユーザー名 パスワード anshin



WEB版

限定

※デジタルブックの詳細は39ページをご覧ください。 ※動画は予告なく終了する場合があります。



66 大きく変わらないために 常に小さく 変わり続ける 99

Shin-Ichi Fukuoka

●ふくおか・しんいち

1959 年東京都生まれ。生物学者。米国ハーバード 大学医学部フェロー、京都大学助教授などを経て青 山学院大学教授・ロックフェラー大学客員教授。サン トリー学芸賞を受賞した著書『生物と無生物のあいだ』 は88万部を超えるベストセラーとなった。2025年 大阪・関西万博ではプロデューサーの一人として「い のちを知る」パビリオン展示を企画している。

反対に、ひたすら自己の独占や拡大だけを利己的に 追求するとどうなるのでしょうか。地球の生命進化の 歴史にその例を見ることができます。古生代の海で 一時期、大繁殖した生物にアンモナイトや三葉虫がい ます。それらはいわば、その時代にだけ急成長したガ リバー企業でした。ところが繁栄は長続きせず、いま では化石でしか見ることができません。つまり、急速 に繁栄した生物は突然絶滅してしまう可能性がある のです。絶滅した理由は、前述のように、一つの種が 増えすぎて、それを支える生物資源が根絶やしになっ たからです。つまり、生命の動的平衡が乱れてしまっ たために、その繁栄は急速に終わりを迎えました。

急速な変化は、持続可能性という観点から見ると極 めて危険です。ではどうしたらいいかというと、「変 わらないために変わり続ける」のが一番賢いやり方で す。生物は、目には見えない、細かい粒のような単位 で、常に入れ替わっています。一見変わらないようで いて、変わっているということが大事です。大きく変 わらないために、常に小さく変わり続ける。時代に合 わせてちょっとした工夫をし、新陳代謝をし続けるこ とが大切です。中小企業においては、例えば、事業を 多角化したり、ニッチを探ったり、違う市場での可能 性を試したりといったことが必要になるでしょう。た だし、形だけ真似をして、中身が変わらない見掛け倒 しの変化では意味がありません。小さな変化のため の多様なチャレンジを続けることこそが、中小企業の 持続可能性につながるのではないでしょうか。



福岡伸一さんの

ひらめきの瞬間

5つの質問

福岡さんの 「ひらめきの瞬間」の 詳細を動画でご覧 いただけます

※動画は予告なく終了する場合か

アイデアがひらめくのはどんな時ですか?

アップル創業者スティーブ・ジョブズは「コネクティング ドッツ (点と点をつなぐ)」を重視しました。異なる分野 の人との点と点の出会いが化学反応を促し、発想を 刺激してくれることが私にもよくあります。

初対面の人と話す時、 何に気を付けていますか?

> その人の話すことを注意して聞いて、その人の話の 中から次の話題をふくらませるようにしています。

重要な決断の基準になるのは?

あらゆる決断の前にはその準備期間があります。つまり いつも勉強しておくということだと思います。

オンとオフの切りかえはどうしていますか?

人間は基本的に昼は覚醒して、夜眠るという生物時 計が体の中にあるので、これにかなった生活をしてい ます。朝はクリエイティブな仕事、昼はルーティンワー ク、夜は本を読んだり映画を見たりします。

日課は何でしょうか?

その日の終わりに今日は原稿を何枚書いたかなどの生 産量「アウトプット」と、本を何ページ読んだかなどの「イ ンプット」のチェックをして、自分自身の動的平衡を記録 します。



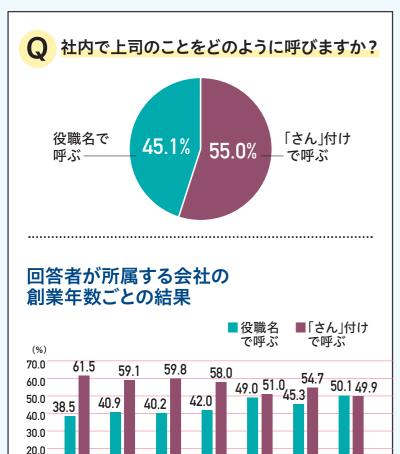
健康資産を

一人ひとりの健康は会社の大切な資産です。 日々コツコツと蓄えていきましょう。

上司の呼び方は「役職名」と 「さん |付け、どちらが多い?

皆さんの会社では、上司をどのように呼んでいますか?

社歴が長く、社員の年齢層も広めの企業は「役職名」で、ベンチャー企業など社歴が浅い企業は「さん」付け、 といったイメージがありますが、実際はどうなのか見てみましょう。



企業に勤める10代~60代以上の人2,000人に「社内 で上司のことをどのように呼びますかしという質問をし たところ、「『さん』付けで呼ぶ」人が55.0%、「『役職名』 で呼ぶ」人が45.1%という結果になりました。また、その ように呼ぶ理由について、「『さん』付けで呼ぶ」人、「『役 職名』で呼ぶ」人ともに「周囲がそのように呼んでいた」 が最多で、「意識せず何となく」がそれに続きました。

では、上司を『『役職名』で呼ぶ」と回答した人は、「『さ ん』付けで呼ぶ」ことについてどう思っているのでしょう か。結果は「違和感はない」が53.7%、「違和感がある」 が45.7%でした。「違和感がある」と答えた人の理由と しては、「役職の上の人に失礼」が68.9%、「組織の秩 序が保てない」が23.5%でした。

一方、「『さん』付けで呼ぶ」と回答した人は、「『役職名』 で呼ぶにとをどう思っているのでしょうか。結果は「違 和感はない」が79.0%、「違和感がある」が20.0%でし た。「違和感がある」と答えた人の理由としては、「堅 苦しい」が65.9%、「上司と距離感ができる」が25.5% でした。

なお、回答者が所属する会社の創業年数ごとに結果を 見てみると、おおむね、創業年数が長い企業ほど上司を 「『役職名』で呼ぶ」割合が高く、創業年数が浅い企業ほど 「『さん』付けで呼ぶ」割合が高い傾向が見られました。

●調査データ「Yahoo!ニュース」:オトナンサーがYahoo!ニュースを通じて実施したアンケート 実施日: 2022年6月10日

3年以内 5年以内 10年以内 20年以内 30年以内 50年以内 50年超

10.0

対 象: 全国のYahoo! JAPANユーザーのうち、「企業に勤めている人」2,000人。年代は30代18%、40代35%、50代29%など。男女比はほぼ7対3。 勤務形態としては、正社員が67%、パート・アルバイトが19%、契約・派遣社員などが14%。 ※文中、グラフの百分率(パーセンテージ)は小数点第2位を四捨五入しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

普段当たり前のように使っている「呼称」ですが、皆さんの会社ではどんなふうに呼び合っていますか? 自社や他社の社風や雰囲気を、「呼称」の面から見てみるのもおもしろいかもしれません。

歯周病を予防して、病気知らずになろう!

全身の健康や長寿に欠かせない丈夫な歯。 その大切な歯を失う原因のトップが歯周病であり、 一般に40歳以上の約8割がかかっているといわれています。 さっそく正しい予防法を実践し健康な歯を維持しましょう。



クラジ歯科医院院長 歯学博士

倉治ななえた

(繊維性の組織)

繊維が切れて歯を

支えられなくなる。

Dr.NANA予防歯科研究所代表。日本歯科医師会 常任理事。日本歯科大学附属病院臨床教授などを 兼務。著書に『図解 むし歯・歯周病の最新知識と 予防法』(日東書院本社) など多数。



適切な治療で 歯周病は防げます!



歯を失うだけでなく、病気の要因となることも!

歯周病は、歯と歯肉(歯ぐき)のすきま(歯周ポケット)から侵入した歯周病菌が、 炎症を引き起こして歯を支える骨(歯槽骨)を溶かしてしまう病気です(イラスト 参照)。悪化すると歯を失うだけでなく、全身の健康にも影響を及ぼすことが わかっています。特に歯周病と関連が深い病気が糖尿病です。

歯周病になると、歯周病菌が免疫細胞を刺激してインスリン(血糖を一定に保 つホルモン)の働きを阻害し、糖尿病が発症・進行しやすくなります。そして、 糖尿病を患うと高血糖状態が続き全身の血管がもろくなるため、歯周組織の 血管にも同じ症状が発生。より歯周病の範囲が広がりやすく悪化する確率が 高くなります。さらに歯周病菌が歯肉の血管から全身に運ばれると、血管壁 で炎症を起こし動脈硬化の引き金になることも。動脈硬化が進行すると、狭 心症や心筋梗塞、脳梗塞や脳出血を引き起こす可能性もあります。

歯に付着する汚れ(プラーク)は歯周病菌の塊。まずは毎日の正しい歯磨きで 歯周病予防を心掛けましょう。

歯周病になったときの歯周組織 歯周ポケット 歯肉(歯ぐき) (歯と歯ぐきのすきま) 赤く腫れる。血や膿が 歯磨きを怠ると、歯 出ることも。 周ポケットに汚れ(プ

ラーク)や歯石(プ ラークが石灰化した もの)がたまり、歯周 病菌が増殖。

セメント質 歯石が付着。

歯槽骨 (歯を支える骨)

歯周病菌によって溶 けてしまい歯を支え られなくなる。

歯周病予防で押さえておきたいポイント

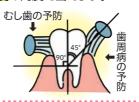
正しい歯磨きで原因菌を除去

歯ブラシはぬらさない!

ぬらすと泡立ち過ぎて長時間磨けな くなるため、<mark>乾いた歯ブラシ</mark>に歯磨き 剤をつけて磨くのがおすすめ。

歯ブラシの角度に注意

- ●むし歯予防には歯の表面に対して 90度の角度で当てます。
- ●歯周病予防には歯と歯ぐきの間に 45度の角度で当てます。



〈すすぎは少量の水で1回が効果的〉

大さじ1杯(10ml)程度の水で、約 20秒。何度もすすぐと歯磨き剤 の殺菌効果や歯質強化のための 有効成分(フッ素)が流れ出てしま



くフロスでプラークを徹底除去!

歯ブラシで落ちる汚れは約80%。 フロス(糸ようじタイプもOK)や歯

間ブラシも併用しましょう。

カルシウムや食物繊維を摂取

- ◆小魚などに含まれるカルシウムは、歯の工 ナメル質を健康に保ちます。
- ●唾液には歯周病菌の繁殖を抑える効果が あります。よく噛むことで唾液の分泌が促 されるため、きのこなどの食物繊維が豊富 な食品を欠かさずに摂りましょう。







定期検診も欠かさずに!

歯周病予防に力を入れている歯科医院を選 んで、半年に一度は定期検診と歯石除去を。

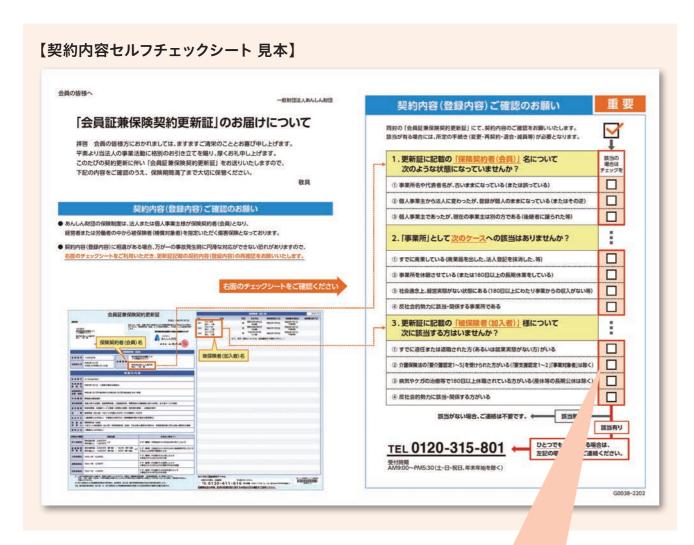
契約内容セルフチェックシートで

更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。

『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認いただき、相違がある場合や、変更をご希望される場合は、当法人までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日前には発行できませんのでご了承ください。



該当する項目があった場合は、

チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。



- ●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。
- ●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、 本誌17ページをご覧いただき、該当する項目がありましたら当法人までお知らせください。

契約内容(登録内容)に変更はありませんか?

大切なお知らせですのでご注意ください。

- あんしん財団の会員は中小企業の法人または個人事業主です。 次の例に該当される場合は、速やかに当法人までお知らせください。
 - 例1~3のような変更がある場合は、契約者変更の手続きが必要です。
 - ⑥のように経営または就業の実態がなくなる場合は、退会の届出書をご提出いただく必要があります。



2 被保険者(加入者)は、会員事業所において<u>経営または就業の実態がある方です。</u> 次の例に該当されるようになった場合は減員の手続きが必要です。<u>該当後の保険金の請求</u> や補助金の申請はできませんので、速やかに当法人までお知らせください。



変更などのご連絡

お電話から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00~17:30/土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。	
1	・加入申込手続き(未加入従業員の増員など) ・保険契約者(会員)の変更手続き	通話料 無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。	
2	・上記1以外の変更手続き(事業所所在地などの変更) ・会費支払(口座振替)に関する照会	通話料 0120-840-849	
3	・契約更新や会員証に関する照会 ・退会(解約)や減員の手続き	通話料 0120-745-108	
WEB から	https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/		

入

変更

会

満80歳で契約更新日を迎える方には 「継続申込書」のご提出をお願いしています

満80歳で契約更新日を迎える被保険者様は更新後の補償内容が一部変更となるため、加入継続のお手続きが 必要です。満期の3ヵ月前に封書で「継続申込書」をお送りしますのでご確認ください。 また、「継続申込書」のお手続きには返送期限がございますのでご注意ください。

なお、会員の皆さまにお送りする契約更新のご案内は、満80歳の被保険者様の有無により異なります。

満80歳の被保険者がいらっしゃる 会員の皆さま



封書でお知らせします

(契約満了と契約更新のお手続きのご案内)



更新手続き 必要



満80歳の被保険者がいらっしゃらない 会員の皆さま



ハガキでお知らせします (自動継続のご案内)



更新手続き 不要

※現在と同じ補償内容で自動的に 継続されます。

封書に同封されている「継続申込書」をご提出ください

※ご提出がない満80歳の被保険者様は、 現在の保険期間の満了日で自動的に減員となりますので、ご注意ください。

- ① 封書に同封の記入例をご参照のうえ、「継続申込書」にご記入・ご捺印ください。
- ② ご記入いただいた「継続申込書」は、返信用封筒にて返送期日までにご提出ください。 ※返送期日は、「継続申込書」のほか、更新手続きのご案内状にも記載しております。

契約更新・減員手続きに関する照会



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/



通話料 **0120-745-108** 番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

「要介護認定」を受けられた方は 減員手続きが必要です

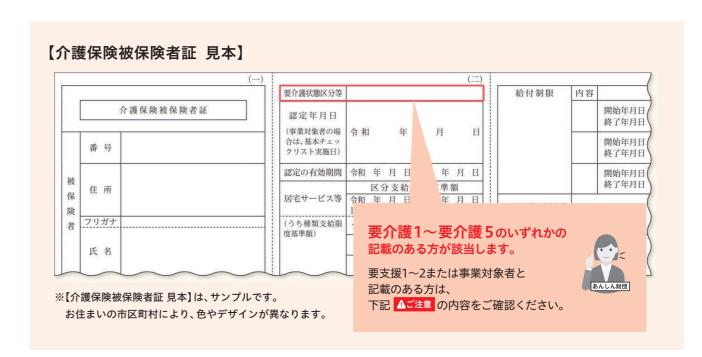
大切なお知らせですのでご注意ください。

ご加入いただいている被保険者(加入者)が介護保険法に基づく要介護認定を受けた場合は、

約款に規定する「被保険者になれない方」に該当します。

該当後は、保険金の請求や補助金の申請ができません。

減員の手続きが必要ですので、該当される方がいらっしゃる場合は、速やかに当法人までお知らせください。



△ご注意「要介護認定」と「要支援認定」「事業対象者」では対応が異なります。

要介護認定 (要介護1~5)



継続してご加入できません。

速やかに当法人までご連絡ください。

介護保険法に基づく要介護認定を受けられていない場合は、 上記に該当しません。継続してご加入できます。

要支援認定 (要支援1~2) 事業対象者



継続してご加入できます。

会員事業所における経営や就業の実態がある方のみ 継続してご加入できます。お仕事をされていない方は、 速やかに当法人までご連絡ください。

会費の経理処理について

個人事業所の方は特にご注意ください。

会費の経理処理は下記のとおりです(お一人様会費月額2,000円のうち保険料相当額が1,700円となり、 残りの300円は災害防止・福利厚生事業等に充てられる金額となります)。

		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を	事業主名義	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の 負担となり経費となりません	事業主貸
	一にする配偶者その他の親族		②保険料相当部分以外(300円)は必要経費	諸会費等
	その他の加入者	事業主名義	全額必要経費	諸会費等

- ◆会費は、全額、生命保険料控除などの所得税法上の所得控除の対象外です。
- ◆会費は、全額、消費税の仕入控除の対象外です(保険料相当部分1,700円は非課税、保険料相当部分以外の300円は不課税)。

移転されたらお早めに!

住所変更の届出はお済みですか?

会員がご契約時の所在地から移転された場合は、住所変更の届出が必要です。あんしん財団へのご連絡が遅れます と商品やサービスの変更に関する重要なご案内や契約更新に関する大切なお知らせ等をお届けできなくなります のでご注意ください。なお、住所変更の届出は下記ダイヤル、もしくはホームページで行うことができます。

ホームページからのお手続き

STEP 1

あんしん財団トップページの 「会員の皆さま」にカーソルを 合わせ、「変更手続きのご案内」 をクリック。



STEP 2

「◇お客様情報の変更」の一 覧表内にある「住所・電話番 号変更手続き | のボタンをク リック。

お客様情報の変更		
	600	2071-4-3389
Sec. Maj. research	\$1174-428588971585,	SP-REPRESENT
BERGGERTS LAOMBETERTS	を経過期をご覧力しただく必要があります。 を配金性は、単行アナームにてお物と格々ください。	*********
EARBOOGSEREETS BAARSERT (ME)	を検索的もご記点へただく必要であります。 を考定にておりませて(おりい。	400 : 0130-313-456
A SAARSSET (ER)	年初登録もご供品が大さく必要があります。 を選集的は、ませフォームにても数寸当せください。	-

STEP 3

「住所・電話番号変更手続き」 受付フォームからお手続きく ださい。



※実際の画面とは異なる場合があります

会費の経理処理・変更手続きに関する照会

https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/

通話料 **0120-840-849** 番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

保険金のご請求を お忘れではありませんか?

迅速に保険金をお支払いさせていただくため、お客さまには、お早めのケガの報告および請求書類のご提出を お願いしております。

ご請求が遅れますと、請求書類の確認(審査)に時間を要する場合があります。

また、必要な書類をすべてご提出いただかないまま請求期限を超過しますと、請求権は時効により消滅し、 保険金をお支払いすることができなくなりますので、ご注意ください。

保険金のご請求忘れがないか、いま一度ご確認ください

▼ ケガのご報告をしていない事故はありませんか?

あんしん財団ホームページまたは、電話・FAXにて速やかにご報告ください。



ケガのご報告後、請求書類のご提出時期が過ぎても

書類がお手元にない方には、再度お送りしますので、下記専用窓口までご連絡ください。



ご提出いただいた請求書類に不備・不足があり、 その後の書類の再提出がないままになっている事故はありませんか?

ご提出書類について確認がある場合、担当者よりご案内いたします。

必要書類がすべて揃いませんと、お支払い手続きが進みませんので、ご注意ください。

スムーズなお手続きのために よくあるご質問



ケガをしてしまった! 連絡はいつすればいいの? ケガの状況や症状についてご確認のうえ、ケガをした日からその日を含め て30日以内にご報告ください。治療途中でも受付可能です。

また、あんしん財団ホームページの専用フォームから24時間いつでもケガ のご連絡ができますので、ぜひご利用ください。



保険金の請求書類は いつ提出すればいいの? 保険金の請求書類は、下記の時点で速やかにご返送ください。

- ・ケガをした日から180日以内に治療が終わった場合 → 治療が終了した時点 ・ケガをした日から180日を超えて治療している場合 → 180日を過ぎた時点
- ※入院・通院・往診保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した 日数(通院は180日以内のうち90日分が限度)がお支払いの対象です。
- →ケガのご連絡の際は、本誌24・25ページ「保険金の請求方法」をご確認ください。

保険金請求·受付専用窓口



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/



通話料 0120-611-616 番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

補

財団からのお知らせ

もしもの事故でも安心!

ケガの補償(事業総合傷害保険)

補償の内容

■保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資 金等の財源確保」に備えるための保険です。

- ■保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主
- ■被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方
- ■保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に 対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満 年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケガの補償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ(注1)	満80歳未満 2,000 万円	満80歳以上 1,000 万円	 ケガをして、その直接の結果として、事故日から その日を含めて180日以内に死亡した場合。 同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害 保険金がある場合は、死亡保険金の保険金 額からすでにお支払いした金額を控除した残額 となります。
	後遺障害が 残ったとき (後遺障害保険金)		满80歳未満 2,000 万円 (第1級) { 16 万円 (第14級)	满80歳以上 1,000万円 (第1級) { 8万円 (第14級)	あんしん財団の等級表によります。 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 保険期間を通じ、第1級の保険金額をもって限度とします。
	入院したとき	年齢	1日につき (5,000⊨	事故日からその日を含めて180日以内に 入院した日数(注2)。外泊日は入院保険金の対象となりません。
	通院したとき	に関係な	1日につき 2,000円		事故日からその日を含めて 180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。実際に治療を受けた日数。
	往診を受けたとき (往診保険金)	く 一 律	1日につき 4,000円		事故日からその日を含めて180日以内に 医師の往診を受けた日数(注2)。往診とは、医師が自宅に訪問し 治療することをいいます。

- (注1)被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。
- (注2)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした 期間がお支払いの対象です。

ケガの補償 3



つのポイント



- 2 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- ⑤ 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します。





保険金をお支払いできる例

交通事故

●自動車運転中、凍結した路面で スリップして電柱にぶつかり、 肋骨を骨折した



仕事中

●溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

日常生活

●自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

交通事故

●バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた 乗用車と衝突し、全身打撲を負った

通勤中

●通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

スポーツ

キャッチボール中にボールを取り損ね、 突き指を負った

国内/海外

●旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした

保険金をお支払いできない例

●入浴中に脳卒中を発症して倒れ、 右半身マヒの障害が残った



お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病 が直接の原因で発生したケガも、お支払いの対象とはな りません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

冬は、寒暖差により疾病(病気)を引き起こすことがあります。

●膝の痛みが引かず病院へ行ったところ、医師に 「変形性膝関節症」と診断された

お支払いできない理由

関節症・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・上顆 炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)などはお支払いの対象となり ません。年齢とともに変形して発症する関節症や、繰り返しの 動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

●重い荷物を持ってギックリ腰になった

お支払いできない理由

腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。 ギックリ腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・ 坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対 象となりません。

詳細は普通保険約款をご覧ください。普通保険約款はあんしん財団ホームページにて確認できます。

保険金請求·受付専用窓口



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/





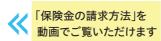
ケ

ガ

財団からのお知らせ

ケガをしてしまったらお早めに! 保険金の請求方法





(1)ご連絡を いただく前に ...

スムーズに保険金お支払い手続きをさせていただくため、以下の内容を ご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご連絡ください。

- 会員番号(証券番号)
- ※会員番号は、「会員証兼保険証券」または 「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方のお名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時 (事故発生日時)
- ●ケガをした時の状況 (どこで、どのようにケガをしたのか)
- ●ケガをした体の部位
- ケガの名前 (傷病名、診断名)
- ●治療先の医療機関の名前

※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

あんしん財団へ ご連絡

ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォーム および電話やFAXにて、受付しております。

ホームページでのご連絡

●あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせる



事故報告~保険金 請求手続きが -度で完了します!

••••

保険金のご請求金額の合計が 5万円以内で、治療が終了している方 は、「かんたん保険金請求手続き」を ご利用いただけます。

入力内容をもとに保険金請求書類 (PDFファイル)が作成されます。 印刷のうえご郵送ください。

※ご連絡内容について確認が必要な場合、 あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

電話でのご連絡

通話料 0120-611-616

受付時間/9:00~17:30 土・日・祝日および年末年始除く。 番号のお掛け間違いにご注意ください。

5万円を超える場合や、

「ケガ発生報告フォーム」を

ご記入用の保険金請求書類

治療中の方は、

ご利用ください。

を郵送いたします。

FAXでのご連絡



03-5362-2063

受付時間/24時間365日 FAX番号のお間違いにご注意ください。

専用の「FAX連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。 ※ FAX連絡票はあんしん財団ホームページ (保険金の請求方法) よりダウンロードできます。

あんしん財団より請求書類をお送りします

ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。 必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。



※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となることがあります。 ※ホームページ「かんたん保険金請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書 類 (PDF ファイル) が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

● 入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類(主なもの)

1)お客さまにご用意いただく書類

- 医療機関発行の領収書のコピー ※ない場合は診察券のコピー(両面)。
- 交通事故証明書 ※交通事故でのケガの場合。コピー可。
- 運転免許証 (両面) や 操作証明書等のコピー
- ※運転資格や操作資格が必要な 乗用具・機械でのケガの場合。

2)あんしん財団所定用紙

- 保険金請求書 兼 診療状況申告書 関係先調査同意書
- 診断書(診療証明書) ※保険金請求金額などによっては省略可。
- 加入資格確認申告書
- ※ケガをした方が75歳以上の場合。
- ●保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。 上表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

請求書類の ご返送に関する お願い

保険金の請求書類は、 右記の時点で速やかに お送りください。

ケガをした日から 180日以内に 治療が終わった場合

治療が終了した 時点

ケガをした日から 180日を超えて 治療している場合

180日を過ぎた 時点

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に 治療した日数 (通院は180日以内のうち90日分が限度) がお支払いの対象です。

請求書類の確認 (審査)

3

請求書類の

ご返送

••••



ご提出いただいた請求書類を確認 (審査) させていただきます。 確認 (審査) の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、 治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、 ご協力くださいますようお願いいたします。



保険金のお受取り



保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送いたします。 保険契約者 (中小企業の法人または個人事業主) 名義の口座へ保険金を お振込みいたします。

場の

改

財団からのお知らせ

→ 職場の環境改善のための補助金制度

年度末申請の締切りについて

補助金の2022年度分の申請は 2023年3月31日(金)書類受付分までです

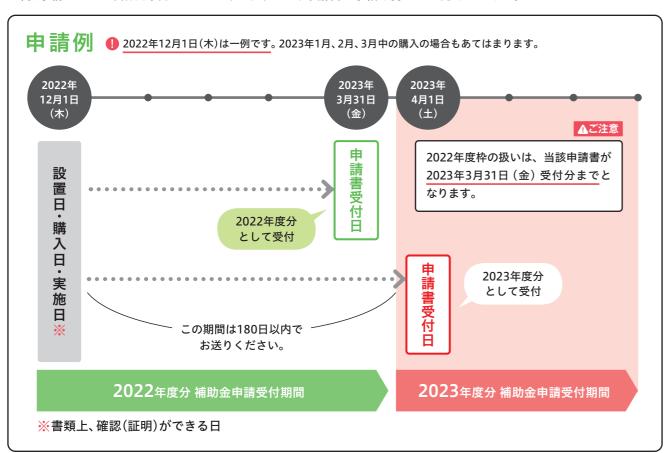


職場の環境改善のための補助金制度には、年度毎にご利用いただける補助限度額の枠があります。 2022年度枠の扱いは、当該申請書が2023年3月31日(金)受付分までとなります。下記をご参照ください。 なお、年度末は申請が集中し、お支払いに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事由発生日	申請書受付日	所属年度
補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは	2023年3月31日まで	2022年度
実施日)の翌日から <u>180日以内</u> のもの	2023年4月 1 日以降	2023年度

【ご留意ください】

・申請期限は、補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から起算して180日以内です。 郵便事情によって日数を要することがありますので、申請書は余裕を持ってご発送ください。



職場の環境改善のための補助金申請窓口

https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/



通話料 0120-512-511 お手続き番号 1

(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く

🕰 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

申請手続きの流れ

補助対象と 必要書類の ご確認

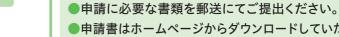
申請書類の

ご提出

(3)

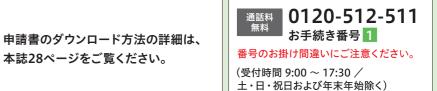
お受取り

- ●「申請手続のご案内」と「補助金規程、別表」にて必ず確認してください。
- ●必要書類は、販売業者・検査業者等に書類発行のご依頼が必要な場合も ございます。
- ※必要書類については、本誌29ページの「よくあるご質問」もご参照ください。



ホームページから

- ●申請書はホームページからダウンロードしていただくか、下記専用ダイヤルへ ご連絡ください。
- ●ホームページから申請書をダウンロードする際、封筒宛名ラベルも出力でき



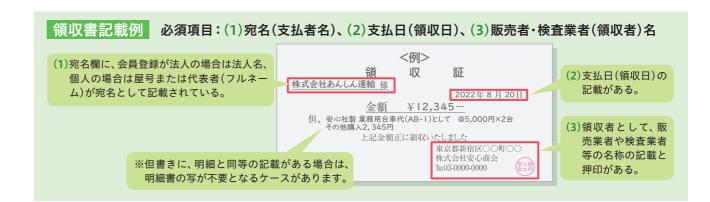
補助対象の設置日、購入日あるいは実施日の翌日から 起算して180日以内に到着するようご郵送ください。



電話から



- ●申請日(申請書類受付日)に対応する会費振替確認と、手続き書類の確認 (審査)を行います。
- ●書類についてご連絡させていただく場合がございます。
- ●申請書類の受付から補助金お支払いまでの目安は約1~3ヵ月です。
- ●補助金のお支払いが決定しましたら通知を郵送いたします。
- 補助金の
 - ●補助金は会費振替口座にお振込みいたします(お支払いは月1回です)。



助

金

の

環

改

財団からのお知らせ

申請書のダウンロード方法

職場の環境改善のための補助金制度の申請書は以下の方法でダウンロードできます。

■ あんしん財団ホームページのトップページ 「会員の皆さま」にカーソルを合わせ、 「補助金制度」をクリック。



職場の環境改善のための補助金 「申請書印刷はこちらから | をクリック。



ご利用になる補助金それぞれの「申請手続のご案内」 「補助金規程、別表(一部抜粋)」をクリックし、 内容を必ず確認後、

「申請書・封筒宛名ラベル」をクリック。



4 記載項目を確認し、「上記を確認しました※□はい」 にチェックを入れ、「次へ」をクリック。 「申請書・封筒宛名ラベル (PDF フォーム)」を クリックし、補助金申請書が表示されたら、 直接、必要事項を入力する。 入力完了後、印刷して代表印を押印し、 必要書類と一緒に郵送。



●各種申請書につきましては、あんしん財団ホームページのトップページ「お問合せ」からもダウンロードが可能です。 こちらもご活用ください。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

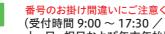
※必要書類については本誌29ページもご参照ください。

https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/





通話料 0120-512-511 お手続き番号 1



番号のお掛け間違いにご注意ください。 土・日・祝日および年末年始除く

必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します

添付書類について

補助金の申請には どのような書類が 必要ですか?

「各補助金の申請書」、「領収書の写」、「明細書(請求書や納品書等)の写」の3点が 必要です。そのほか、申請する補助金の種類により添付が必要な書類がございます。 詳しくは「申請手続のご案内」にてご確認ください。

「領収書の写」は、 対象設備購入時に販売店で もらった レシート でも よいですか?

「宛名欄」があり、「宛名(支払者=登録会員名)」の記載があれば、「領収書の写」 としてご申請が可能です。

▲「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。

※なお、「宛名欄」があっても「宛名(支払者=登録会員名)」の記載がない場合は、販売店での追記依頼 等のご対応をお願いする場合もございますので、ご注意ください。

「明細書の写」が 用意できません。

明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の 記載^(注1)がある場合(本誌27ページ「領収書記載例」参照)は、明細書の写が 不要となるケースがありますのでお問合せください。

(注1)明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数 または受診日・受診項目・単価・人数

「明細書の写」として提出 予定の請求書は、 補助金の申請と関係のない 請求分ページも必要ですか?

購入しました。必要書類を

「明細書(請求書や納品書等)の写」は、領収書と金額が一致しているものが 必要です。

今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、 すべてのページの写をご提出ください。

※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。

※多ページにわたる場合は「販売(設置)証明書」のご利用をご検討ください。 (ホームページの『9つの補助金』画面からダウンロードいただけます。)

スタッドレスタイヤを

「補助金申請書」「領収書の写」「明細書の写」のほかに、スタッドレスタイヤ を装着する業務用車輌の「車検証の写」、購入したスタッドレスタイヤの「カ タログ等の写 | の合計 5 点が必要です。

↑ 車検証について(以下の2点両方を満たす車検証をご添付ください)

- ●補助事由発生時(タイヤ購入・設置日)が車検証の有効期間内であるもの
- ●会員の名義(法人は法人名義、個人事業所は事業主名義)であることがわかるもの ※スタッドレスタイヤは対象車輌1台につき1回限りの補助となります(次年度以降対象外)。

インターネットショッピングをご利用の場合

WEB発行の領収書で 申請できますか?

教えてください。

(お客様ご自身で「宛名」を 記入するタイプの領収書)

補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該 当する場合はショッピングサイト(WEB)から出力した領収書でもご申請が可能 になります。

申請可能な場合

支払者(請求先)やクレジットカードの名義(引落口座が法人)に 会員法人事業所名が印字されている場合

支払者(請求先)やクレジットカードの名義に 個人事業所 代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

▲ 注文者名(アカウント名)は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名 のものが対象になり、それ以外は原則対象になりません。

職場の環境改善のための補助金申請方法



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/







通話科 0120-512-511 お手続き番号 1

番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く

補

財団からのお知らせ

健康管理のための補助金制度

定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

2024年3月31日の受診分をもって終了します

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」 のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、2024年3月31日の受診分をもって終了することといた しました。

本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的とし て2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役 割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたし ます。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度

定期健康診断補助金制度 人間ドック補助金制度 2024年3月31日までの受診分 が補助の対象となります。 現行と変更ありません。 受診日が2024年4月1日以降の

※2024年3月31日までの受診であれば、あん しん財団の補助金申請書類の受付(受領) が2024年4月1日以降であっても、審査の うえ補助金をお支払いします。

ただし、受診日の翌日から起算して180日 以内にあんしん財団が申請書類を受付(受 領)することが必要となりますのでご注意く ださい。

2024年4月スタート!!

場合は対象とはなりません。※

健康管理に関する新しい福利厚生サービス

の提供開始について

あんしん財団では、2024年4月から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関す る新サービスの提供を開始します。

このサービスは、会員事業所の従業員の皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクル をまとめて行えるWEB・アプリサービスです(加入者限定のサービスとなります)。







お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。 サービス内容は詳細が決定次第、皆さまにお知らせいたします。ぜひご期待ください!!

曲 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

申請手続きの流れ

人間ドックまたは 定期健康診断を 受診

●ご自身で医療機関に予約し、受診してください。

その際、必ず領収書やその他医療機関から発行される すべての書類を保管しておいてください。



あんしん財団へ ご連絡 (補助金申請書の 請求)

●受診後、速やかにあんしん財団ホームページの専用フォーム、FAXまた は下記専用ダイヤルにてご連絡ください。「補助金申請書」をお送りします。

「補助金申請書」の詳しい請求方法については 本誌32ページをご参照ください。

(3)

申請書類の ご提出

●申請時に必要な添付書類は補助金申請書に同封されている「申請手続の ご案内にてご確認ください。

受診日の翌日から起算して 180日以内に到着するようご郵送ください。



審査

■補助金のお支払いが決定しましたら、事前に支払確定通知ハガキをお送りいた

4

補助金の お受取り

●補助金は会費振替口座にお振込みいたします(お支払いは月1回です)。

人間ドック・定期健康診断補助金申請方法



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02







通話科 0120-512-511 お手続き番号 2

番号のお掛け間違いにご注意ください (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

補

助

管

財団からのお知らせ

健康管理のための補助金制度

ホームページからの申請書の請求方法

●人間ドック補助金

●定期健康診断補助金

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、人間ドック・定期健康診断の補助金申請書を請求で

送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。 会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます

■ あんしん財団ホームページのトップページから 「お問合せ」を選択。



健康管理のための補助金 「人間ドック補助金申請書依頼フォーム」または 「定期健康診断補助金申請書依頼フォーム」を選択。



 申請種別を選び、「健康管理のための補助金規程を 読む」を選択し、内容を確認。「□上記を確認しました」 にチェックを入れ、会員番号を入力し「送信」を選択。



※実際の画面とは異なる場合があります。

4 依頼票の必要事項を入力のうえ、送信。

FAXでも申請書を請求できます

3-5362-2066

受付時間/24時間365日 FAX番号のお間違いにご注意ください。

「会員の皆さま」⇒「補助金制度」⇒「人間ドック補助金」または 「定期健康診断補助金 | → 「FAX 連絡票ダウンロード | を印刷し、 必要事項を記入してFAXを送信。

人間ドック・定期健康診断補助金申請方法



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02



番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

➡ 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問

申請のタイミングについて

補助金の申請書類は いつまでに提出すればよいですか。

申請期限は受診日の翌日から起算して180日(実日数。半年ではあり ません)以内にあんしん財団が受付したものが対象です。180日を 超えた場合はお支払いの対象とはなりませんので受診後は、お早め のご申請をお願いします。

補助金の対象(対象者・病院・検診の種類)について

あんしん財団に加入していない 従業員が受診した場合も 対象になりますか。

申し訳ありません。 補助金の対象者は加入者(被保険者)となります。

どこの病院で受診すればよいですか。

日本国内の病院(医療機関)で受診したものであれば補助金 申請の対象になります。

人間ドックと定期健康診断の 両方を受診した場合、 両方とも補助金の対象となりますか。

1年度間(4月1日~翌年3月31日)に人間ドックもしくは 定期健康診断のどちらか1回となります。

定期健康診断は どんな健康診断でも対象となりますか。 労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた検査項目 を受診したものが対象となります。

詳しくは「申請手続のご案内」をご覧ください。ホームページ よりダウンロードできます。

市区町村の健康診断は対象と なりますか。

特定健康診査(特定健診)や市区町村で実施している健康診断 (再検査を含みます)などは検査項目不足のため、対象外とな る場合があります。

各種協会、団体などから法定健診部分に対して 補助が出ており健診費用が無料の場合は 補助の対象になりますか。

法定健診部分に費用負担が発生していない場合は、補助の対象 外となります。

申請書類について



申請に必要な書類を教えてください。

受診者名(フルネーム)または登録事業所名が記載されている 支払を証明する書類(領収書・振込書類)および受診内容が わかる書類が必要です。

ホームページにも「会員の方からのよくあるご質問」を掲載しています



【 「カテゴリ」で選択のうえ ご覧ください

上記でご紹介した内容は一部になります。その他の人間ドック・定期健康診断補助金 の内容や申請方法などに関する「よくあるご質問」はホームページでもご覧いただけます。

人間ドック・定期健康診断補助金申請方法



https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02







通話科 0120-512-511 お手続き番号 2

番号のお掛け間違いにご注意ください。 (受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く

使用者賠償責任保険制度

2023年4月1日改定のご案内

福利厚生事業として会員の皆さまに提供しております使用者賠償責任保険制度(※)について、 2023年4月1日以降に発生した事故から、下記のとおり制度内容の改定をすることといたしました。

※一般財団法人あんしん財団が契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社が引受する保険契約です。 会員の皆さまの保険料負担はありません。

I 免責事項 (保険金が支払われない場合) の追加

「保険金が支払われない場合」として、下記内容を追加します。

- ◆法令に定められた資格を持たない(※)で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障 害については、保険金は支払われません。
 - ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。
- 1 つり上げ荷重 5 t 以上のクレーン、デリックの運転 (免許が必要)
- ② つり上げ荷重 1 t 以上の移動式クレーンの運転 (免許が必要、小型の場合は技能講習が必要)
- 3 最大荷重 1 t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転 (技能講習が必要)

「他保険等優先払」特約の追加

◆支払責任が同じ他の保険契約等(※)がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払わ れ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料(掛け金)を負担している契約のことをいいます。

事故発生日によって適用される制度内容が異なります 事故の発生日によって適用される制度内容が異なります。事故の報告日ではありませんのでご注意ください。 2023年4月1日 2021 2022 2024 2025 事故発生日が 事故発生日が 2023年3月31日以前の場合 2023年4月1日以降の場合 事故報告日にかかわらず

- Q 事故発生日によって支払われる金額は変わりますか
- ▲ 支払われる金額の総額は変わりません。ただし、事故の発生日が2023年4月1日以降の場合、他保険 契約の保険金から優先的に支払われます。
- 他社との保険契約がある場合は保険金の支払いはどうなりますか
- A 例えば損害額が3億円、他保険の保険金額の上限が2億円の場合、他保険から2億円が支払われ、残り の1億円は当保険制度から支払われます。(他保険から優先的に支払われます)
- **Q** 他社との保険契約がない場合は保険金の支払いはどうなりますか
- A 当保険制度から支払われます。

(支払限度額:1加入者あたり3億円/1事故あたり10億円)

使用者賠償責任保険制度

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など(加入者に限ります) からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士 費用などが支払われる制度です。

十十四年第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
支払限度額 ● 1加入者あたり 3億円 (1会員事業所単位) ● 1事故あたり 10億円	
あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする 社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険 ●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。	
従業員などの加入者(当法人の加入者)が業務上の災害などにより被っ 害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われま	任を負った
支払われる 保険金の種類 (1) 賠償保険金: 損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険(共済)、あおよび法定外補償規定等から給付されるべき金額を控制 (2) 費用保険金: 弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用 ●訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したもの	除した額
 ●被保険者やその事業場責任者の故意 ●戦争・内乱、核燃料等による災害 ●風土病、職業性疾病(脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます) ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともが被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者(当法人の加入者)との間に損害賠償に関する契がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担するこ害賠償金または費用 ●加入者(当法人の加入者)ではない者が被った身体障害に対する当法令に定められた資格を持たない(※)で、下記の運転をしてい者が被った身体の障害 1.つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリック 2.つり上げ荷重1t以上の移動式クレーン 3.最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショへ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能調をいいます。 	約や規定等 とがない損 ら賠償責任 ロされます 。 る間に被用
◆2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用される ● 支払責任が同じ他の保険契約等(※)がある場合には、まず他のから保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超え超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料(掛け金)を契約のことをいいます。	保険契約等にた場合に、

使用者賠償責任保険制度に関する詳細・お問合せ

https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el_shiyosha/

あんしん財団 団体保険制度部

「あんしん財団 WELBOX」に登録 して、お得なサービスを利用しよう!

「あんしん財団WELBOX」とは

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生 サービスです。

メニュー数は約46,000点。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、 WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。





※画像・イラストはイメージです。※メニュー数は2022年3月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

事前に 確認ください

「あんしん財団WELBOX」 のご登録には

- ① あんしん財団 会員番号 (数字8桁)
- ② あんしん財団 被保険者番号 (数字3桁)

が必要です。

「会員証兼保険証券」 または 「会員証兼保険契約更新証」

に記載されています

STEP /

登録ページヘアクセス

.

■ 「あんしん財団 WELBOX | のページへアクセス (https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/)



「あんしん財団WELBOX」は多種多彩な

福利厚生サービスをWEBでご利用いただけます

はじめての方

スマートフォン タブレットは こちらから



「はじめての方はこちらから」 をクリック。

「はじめての方」の画面で あんしん財団会員番号と 仮パスワードを入力します。

> あんしん財団 会員番号(数字8桁) を入れてください

[aw2018] と入れてください

仮パスワードは

※「あんしん財団WELBOX」とは、あんしん財団が株式会社イーウェルへ委託し、会員事業所の皆さまへ提供する福利厚生サービスです。 サービスのご利用可能期間は、保険契約期間と同じです。契約期間は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。 ただし、新規会員の方のご利用開始日は、会員証兼保険証券が到着した日からになります。

※あんしん財団の退会、契約内容変更にともない「あんしん財団WELBOX」の利用停止処理を行います。その際、ポイント制度で貯めていただ いたWELコインも消滅しますのでご注意ください。

※各メニューのサービス内容や会員特典は予告なく変更する場合がございます。またメニューにより一部会員特典対象外の商品やサービスが ございます。最新の会員特典や料金、キャンペーン情報などは「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページでご確認ください。

STEP

お客様情報入力

下記の各ページで、確認・入力作業を 行ってください。

●利用規約の確認

内容を確認し、お客様情報の入力画面へ移 動します。

②会員登録

お客様情報を入力します。

入力項目

パスワードの設定、秘密の質問、氏名、性別、生 年月日、電話番号、メールアドレス、あんしん財 団被保険者番号(数字3桁)、会員事業所名

3入力画面のご確認

内容を確認し、登録します。

△メールを受信

登録したメールアドレスに最終登録手続きメー ルが届きますので、受信メールを確認します。

STEP

メール受信・最終手続き

登録したメールアドレスに届いたメール本文に、 「WELBOX 会員番号」が記載されていますので、 必ず控えてください。

メールに記載がある最終登録手続きページのURLへ24 時間以内にアクセスし、「最終登録手続き」を行い、登録 完了となります。



※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

「あんしん財団WELBOX」に関するお問合せ

WELBOXに初めてご登録される方

あんしん財団の会員番号・被保険者番号・保険契約・ 登録方法などについてのお問合せ先

あんしん財団お客様サービス事業部

WELBOX会員登録がお済みの方

利用方法・サービス内容についてのお問合せ先 ※お電話の前にWELBOX会員番号を必ずご確認ください。

WELBOXセンター

20-964-545

全日10:00~21:00(年末年始除く)

※時間帯・曜日によって混み合うことがあります。その場合は時間をおいてお掛け直しください。

※情勢により営業時間を変更する場合がございます。

あんしん財団のホームページを ご活用ください



あんしん財団のホームページでは、会員の皆さま向けに、サービス利用に関するご案内を掲載しているほか 各種手続きの申請、提出書類のダウンロードなどが24時間・365日いつでも可能です。 ぜひご活用ください。

スマートフォンはこちらから!

あんしん財団の

ホームページへアクセス



https://www.anshin-zaidan.or.jp/

「会員の皆さま | をクリック!

※「会員の皆さま」にカーソルをあわせた際に文字のみの メニュー画面も表示されます。 こちらからも、サービスを選択できます。



`利用になりたいサービスを選択

主なサービスのご案内

●広報誌「あんしんLife」WEB版

広報誌「あんしんLife」のデジタルブックをパソコンやスマートフォ ンから閲覧できます。

2 あんしん財団からのお知らせ

「あんしんLife | 最新号に掲載している保険契約や各種補助金に 関する最新のご案内を抜粋して掲載しています。

1 2 を閲覧する際は

下記のユーザー名・パスワードの入力が必要です。

ユーザー名

anshin

パスワード 8W25Bst4

3事業総合傷害保険(ケガの補償) ▶本誌21~25ページ 保険金の請求方法やケガの補償内容に関するご案内を掲載しています。

4あんしん財団WELBOX

▶本誌36~37ページ

「あんしん財団WELBOX」のご案内を掲載しています。

6 補助金制度

▶本誌26~33ページ

申請手続き方法、申請書のご案内などを掲載しています。

WEB講習会・セミナーのご案内などを掲載しています。

⑦使用者賠償責任保険制度

▶本誌34~35ページ

使用者賠償責任保険制度の詳細なご案内を掲載しています。

8変更手続きのご案内

会費の経理処理、保険金

ご登録情報の変更手続きのご案内などを掲載しています。

⑨会費の経理処理、保険金の税務上の処理について

会費の経理処理や保険金・補助金の税務上の ▶本誌20ページ 取扱いに関するご案内を掲載しています。





お問合わせ先一覧

※実際の画面とは異なる場合があります。

会員の方からのよくあるご質問

MORE



使い方いろいる。便利な機能が満載!

広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法

バックナンバー を見たい

他の事業所でも 冊子の回覧をしたい

冊子を見られない 従業員にも 周知したい

パソコンやスマート フォンで空いた 時間に読みたい

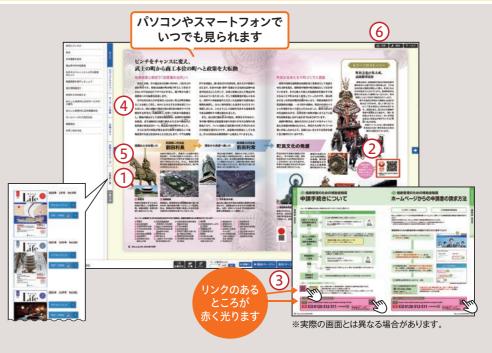
主な機能

1 バックナンバー閲覧

(2) 動画機能 音声読上げ機能

> ワンクリックで動画や音声読上 げが楽しめます。

- (3) 関連ページへ簡単アクセス ワンクリックで記事に関連する ページへジャンプできます。
- (4) キーワード検索 関心のあるキーワードを入力す ると目的のページが自動で抽出 されます。
- (5) お気に入りページ機能 気に入ったページだけ抽出して 後で見返すことができます。
- (6)拡大表示・印刷機能



覧方 法 閲

下記の手順であんしん財団のホームページへアクセスし、会員専用のユーザー名・パスワードをご入力のうえご覧ください。



広報誌「あんしんLife」2月号をお読みいただきありがとうご ざいます。今月の特集記事Focus (フォーカス) は「中小企業 における情報セキュリティ対策(前編)」です。コロナ禍を機 に急速に進んだ感のあるIT・デジタル化ですが、それに伴い 情報セキュリティの脅威も拡大し、ランサムウェアによる被害 などが急増しています。そこで、中小企業の情報セキュリティ 対策として経営者が果たすべき役割や具体的な取組みについ て、専門家の進京一氏にお話を伺いました。本特集は2月号 と3月号にわたり連載いたしますので、ぜひご覧ください。(K)

※ 内容は変更になる場合があります。

FOCUS(フォーカス)

中小企業における情報セキュリティ対策 後編

中小企業の情報セキュリティ対策として具体的に何をすればいいのか、実際に ウイルスに感染した時にどういった対応をすべきかについて解説します。

日本遺産を巡る

古代日本の「西の都」

~東アジアとの交流拠点~

奈良時代に現在の福岡県に誕生した国際都市「西の都 大宰府」。東アジアの先端 都市・長安をモデルに整備され、先進文化が花開いていった様子をご紹介します。

あんしん財団 お問合せ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

また、お問合せをいただく前に、下記のいずれかをご用意ください。お問合せには会員番号が必要です。

会員証兼保険証券

または

会員証兼保険契約更新証

受付時間

9:00~17:30 (土・日・祝日および年末年始除く)



万一ケガをされた場合の 保険金の請求・受付

いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ

保険金請求・受付専用ダイヤル

0120-611-616

受付内容

- ケガによる死亡、後遺障害保険金の請求
- ケガによる入院、通院、往診保険金の請求
- 保険金請求手続きに関するお問合せ



安全衛生設備等設置、 健康診断受診等の 補助金の申請

各種補助金申請専用ダイヤル

四話料 0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	加入申込手続き(未加入従業員の増員など)保険契約者(会員)の変更手続き	通話料
2	●上記1以外の変更手続き(事業所所在地などの変更)●会費支払(口座振替)に関する照会	通話料 0120-840-849
3	契約更新や会員証に関する照会退会(解約)・減員の手続き	通話料 無料 0120-745-108

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00~17:30/±·日·祝日および年末年始除く)

−般財団法人あんしん財団

本部:〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー https://www.anshin-zaidan.or.jp/